

令和7年度事業計画書

第29期

自 令和 7年 4月 1日
至 令和 8年 3月31日

青森県下北郡大間町大字大間字内山48番地164
公益財団法人 下北北通り地域振興財団

令和7年度 事業計画書
(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

運営基本方針

当財団は、大間原子力発電所の立地を契機として、大間町、佐井村及び風間浦村からなる北通り地域（以下「北通り地域」という。）の住民に対し、原子力発電に関する知識の普及を図るとともに、北通り地域の活性化を図ることにより、北通り地域の広域的な発展及び振興に寄与することを目的に、次の重点事項を掲げ各事業の展開を図ります。

I. 重点事項

1. 財団運営及び資質の向上

- (1) 評議員会、理事会、監査会
- (2) 職員研修
- (3) 事故防止、安全衛生、快適性確保と消防（災害）避難訓練の実施
- (4) 利用者満足の接遇（安全衛生、快適性の向上、懇切丁寧な対応）
- (5) 施設利用者に対する案内説明の充実

2. 広報、啓発活動の推進

- (1) 情報公開資料の開示、ホームページへの掲載及び原子力諸資料の展示配布
- (2) 施設利用者の日報、月次報告書及び年次報告書の作成
- (3) イベント等の周知のため、ホームページ及びJ-POWER広報誌「にゅーぼけっと」の活用を図る
- (4) スポーツ健康増進事業の推進及びスポーツ、文化団体への協力
- (5) ふれあい広場イベント、文化講座、芸術作品展等への協力

II. 公益目的事業：地域社会の健全な発展を目的とする事業

1. 北通り地域住民に対する原子力発電に関する知識の普及に関する事業

定款第4条第1号に掲げる事業は、次の計画により行う。

事業名	予定人員	期 間
大間町にある北通り総合文化センター「ウイング」の原子力郷土資料展示コーナーにおいて、次の4つのゾーンに区分し、原子力発電に関する資料の展示等を行う。なお、見学は無料である。	見学者数 7,000	通年
【北通りのいまむかしゾーン】 北通り地域を中心とした歴史と原子力エネルギーとの共生について、年表と写真で紹介している。		
【海との共生ゾーン】 原子力発電のしくみと安全性を説明するとともに、原子力発電と火力発電の相違等について紹介している。		
【安全の探求ゾーン】 これからの原子力発電の安全性に強く求められている基本的な考え方として、未然に防止する深層防護の考え方に基づく、安全防止対策等がとられていることについて紹介している。		
【日々の暮らしと原子力ゾーン】 省資源国家としての日本のエネルギー事情、エネルギーのベストミックス、原子力の供給安定性（日本は、海外の国々にエネルギー資源を依存しており、国民にエネルギーを安定的に供給するためには、グローバルな取引が必要であること）等や、これからの原子燃料サイクルの概要について紹介している。		

2. 北通り地域の活性化に関する事業

定款第4条第2号に掲げる事業は、次の計画により行う。

事業名	直接費(千円)	予定人員	期 間
(1) 各種公演の主催事業			
ア、歌謡ショーの開催(有料)	3,300	400	9月
イ、音楽鑑賞会の開催(無料)	2,200	300	11月
ウ、アコースティックの開催(無料)	400	200	3月
エ、北通演芸発表会の開催(無料)	800	300	3月
オ、ちょぺっとコンサートの開催(毎月第3水曜日)(無料)	300	200	4月～3月
(2) 各種施設の運営事業			
ア、温水プール(一般プール(25メートル×5コース)、幼児用プール) 利用料金は、1回につき大人210円、子ども100円、幼児50円(北通り地域住民及び電源開発株式会社社員以外は5割増し)としている。		3,000	通年
イ、屋内運動場(36メートル×36メートル) 利用料金は、貸切の場合、1時間につき2,000円(貸切以外の場合無料)としている。		3,000	通年
ウ、多目的ホール(固定席288席・1階可動席324席・2階可動席141席) 利用料金は、1時間につき、固定席使用3,000円、固定席・1階可動席使用6,000円、全席使用の場合8,000円としている。		7,000	通年
エ、視聴覚室(85平方メートル) 利用料金は、1時間につき200円としている。		1,500	通年
オ、和室(30畳) 利用料金は、1時間につき200円としている。		100	通年
カ、展示スペース(11メートル×21メートル) 利用料金は、1時間につき400円としている。		1,000	通年
キ、図書室(幼児、児童向け図書8,300冊、一般向け図書17,700冊、ビデオ140巻、DVD320枚) 利用料金は、無料としており、本は4冊まで2週間以内の貸出とし、ビデオ及びDVDは図書室内での視聴のみとしている。		2,500	通年
※ア～カについては、大間町、佐井村及び風間浦村の教育長が青少年の教育に資する事業を行うと認めた団体に対し、減免措置を講じている。 また、ア～キの施設利用料及び施設の席数、冊数等については、令和7年3月31日見込みを記載している。			
(3) 各種教室の開催事業(講座、セミナー、育成)			
ア、各種教室の開催(参加無料)			
① 水泳教室の開催(インストラクター講師による幼児の部・初級の部・大人の部の3コース)計10回開催予定	1,060	200	7月～8月
② ヨガ教室の開催(インストラクター講師によるパワーヨガコース・リラックスヨガコースの2コース)	145	100	5月～11月

計 5 回開催予定			
③ エアロビクス教室の開催（インストラクター講師によるAコース・Bコースの2コース）計 5 回開催予定	145	100	5月～11月
④ その他、スポーツ・健康教室（インストラクター講師による一般コース）計 5 回開催予定	200	200	5月～11月
イ、屋内プールの無料開放			
① こどもの日、夏休みプール祭り（1日のみ）、スポーツの日、開館記念の日の4回実施予定	120	100	5/5・8/17・10/13・3/22
② 水中ウォーキングスタンプラリーの実施 室内温水プールで、歩いた距離をカードに記入してゆき、終了時に歩いた距離に応じた記念品を贈呈する	80	30	11月～3月
年間予定総入館者数（1と2-（2）の合計）		25,100人	

上記Ⅱの2・(1) 主催公演事業、(3) の各種教室の開催事業の予定人員は、(2) の各種施設の運営事業の予定人員に含まれている。

以上